

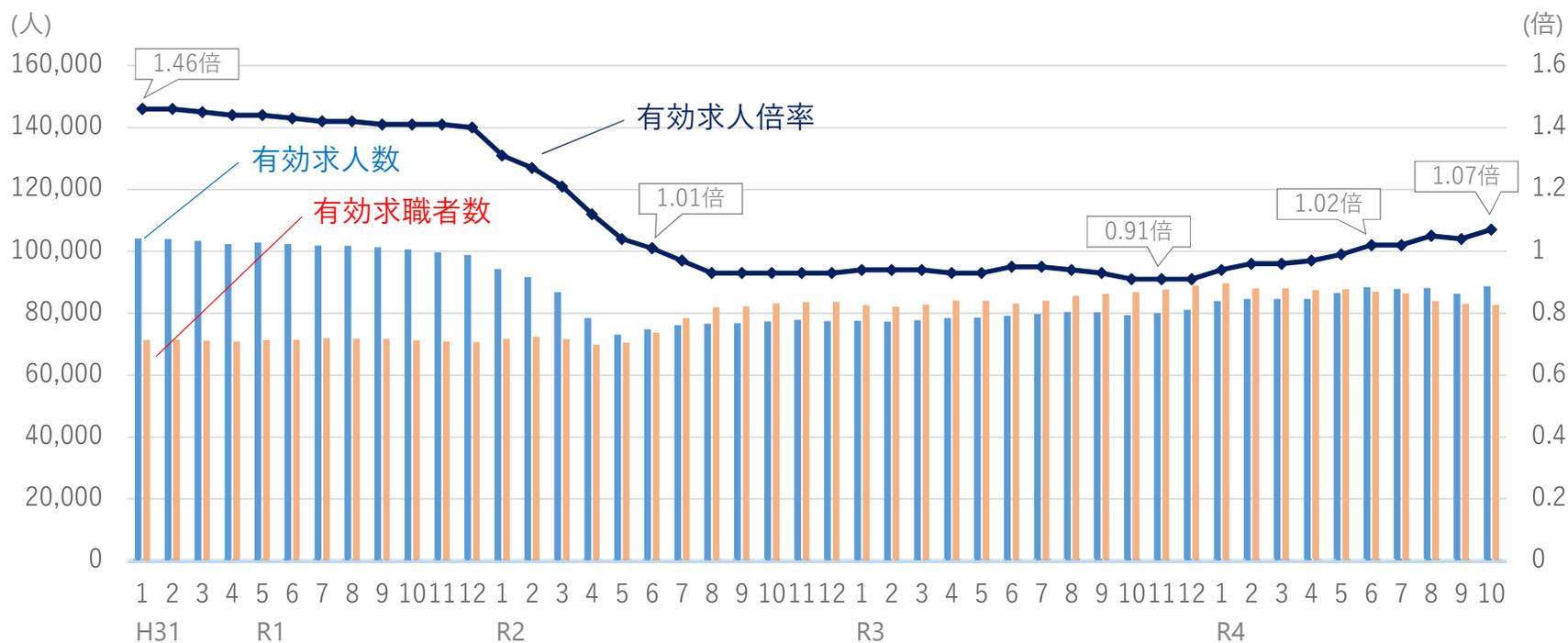
## 令和4年度第二次補正予算による対応（厚生労働省・兵庫労働局）

～賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化～

- ✓ 最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充
- ✓ 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充
- ✓ 企業内における事業展開などに伴う労働者のスキル習得を支援する人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース（仮称））の創設
- ✓ キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善
- ✓ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成
- ✓ 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース（仮称））の創設
- ✓ 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動助成金の見直し
- ✓ 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する中途採用等助成金の見直し
- ✓ 同一労働同一賃金の徹底
- ✓ 雇用保険財政の安定 など

## 県内の雇用情勢

令和4年10月の有効求人倍率は1.07倍と、求人が求職を上回るなど、持ち直しの動きがみられる  
 新型コロナウイルス感染症などが雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある



[資料出所] 厚生労働省一般職業紹介状況（職業安定業務統計） ※ 数値は季節調整値

# 業務改善助成金の拡充（事業場内最低賃金の引き上げのための助成）

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に、業務改善に要した経費の一部を助成

## 助成対象

- 中小企業事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

## 助成率

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9 / 10	4 / 5 ( 9 / 10 )	3 / 4 ( 4 / 5 )

## 拡充内容

- ① 特に最賃引上げが困難と考えられる「**事業場規模30人未満の事業者**」  
に対して、**助成上限額を引き上げ**
- ② **特例事業者の助成対象経費を拡充**
- ③ **事業場規模を100人以下とする要件を廃止**

## 特例事業者の助成対象経費の拡充

## 助成上限額

(事業場規模30人未満の事業者が対象) (単位:万円)

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→ <b>60</b>	45→ <b>80</b>	60→ <b>110</b>	90→ <b>170</b>
2～3人	50→ <b>90</b>	70→ <b>110</b>	90→ <b>160</b>	150→ <b>240</b>
4～6人	70→ <b>100</b>	100→ <b>140</b>	150→ <b>190</b>	270→ <b>290</b>
7人以上	100→ <b>120</b>	150→ <b>160</b>	230	450
10人以上※	120→ <b>130</b>	180	300	600

※ 事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高などが15%減少した事業者または物価高騰などにより利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

特例対象事業場	対象経費
コロナの影響により売上高などが15%以上減少した事業場 または 原材料の高騰など社会的・経済的環境の変化など外的要件により利益率が3%ポイント以上低下した事業場	定員7人以上または200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコンなどの端末および周辺機器 + <b>関連経費</b>

## 企業内における事業展開などに伴う労働者のスキル習得を支援する 人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース（仮称）」の創設

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開などに伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行う事業主を強力に支援することにより、事業主による積極的な人材育成を後押しするとともに、多様なスキルを有する人材を創出する

事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した訓練を計画に沿って実施した場合などに、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する人材開発支援助成金に、新たに「事業展開等リスキリング支援コース（仮称）」を設置して、企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開などに伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、高率助成を行う

**助成額** OFF-JTの経費、賃金を助成。（ ）内は中小企業事業主以外

助成内容	経費助成	賃金助成	1事業所1年度あたり 助成限度額
事業展開などに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	75% (60%)	960円 (480円) /時・人	1億円

## 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する 産業雇用安定助成金「スキルアップ支援コース（仮称）」の創設

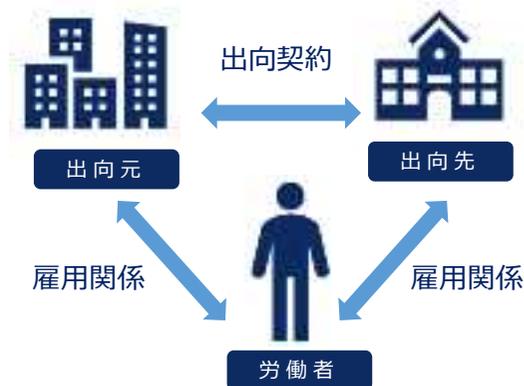
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に、出向中の賃金の一部を助成

### 助成金支給までのながれ



※ スキルアップ計画を含む出向計画を作成

### 出向のイメージ



### 助成額

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
上限額	8,355円 / 1人1日あたり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年	